

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

令和 4 年 9 月

厚生労働省人材開発統括官付企業内人材開発支援室

1. 改正の趣旨

- 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。)第 14 条に定める座学と実習を組み合わせた実践的訓練である実習併用職業訓練について、事業主は、法第 26 条の 3 に定める厚生労働大臣の認定(以下「大臣認定」という。)を受けることができる。現行、大臣認定に係る審査・決裁や認定通知書の作成等は厚生労働省人材開発統括官で行い、申請受付、認定通知書の事業主への送付等は都道府県労働局(以下「労働局」という。)で行っている。
- 上記の大臣認定を受けた訓練は「認定実習併用職業訓練」として、都道府県労働局長(以下「労働局長」という。)が支給決定する人材開発支援助成金(以下「助成金」という。)の助成対象となっており、当該訓練に係る助成金の申請においては、大臣認定通知書の写しの提出を要件としている。これにより事業主は、現行、大臣認定に係る申請手続を行い、認定を受けた後、当該認定通知書の写しを添付して同じ訓練に係る助成金の申請手続を後日行う必要があることから、大臣認定に係る申請と助成金に係る申請を同時に行うことができないなど、「申請手続が煩雑」との意見がある。
- また大臣認定の手続は、労働局から厚生労働省人材開発統括官に郵送で回付され審査及び決裁を行うなどの一定の期間を要するため、当該訓練に係る助成金の申請を予定している場合は、その期間を考慮して大臣認定に係る申請をする必要があるなどの課題もある。
- これら諸課題を解消するために、大臣認定に係る申請書の提出先等を変更するとともに、雇用保険法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 12 号)により新設された法第 98 条の 2 の規定に基づき、大臣認定の認定権限について労働局長への委任規定を新設する。

2. 改正の概要

- 実施計画認定申請書、実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書(様式第七号)について、提出先及び届出先を厚生労働大臣からその主たる事業所の所在地を管轄する労働局長(以下「所轄都道府県労働局長」という。)に変更する。
- 実習併用職業訓練を実施しようとする事業主からの実施計画の認定及び実施計画の変更に係る認定の申請に係る厚生労働大臣の認定権限について、所轄都道府県労働局長への委任規定を新設する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 法第 26 条の 3 第 1 項、第 98 条の 2 及び第 99 条

4. 施行期日等

- 公布日: 令和 4 年 9 月下旬(予定)
- 施行期日: 令和 4 年 10 月 1 日